

柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務
委託に係る公募型プロポーザル仕様書

令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年 4 月
柏崎市 市民生活部 環境課

1 業務名

柏崎市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

柏崎市（以下「本市」という。）は、明治期の石油産出による近代工業都市化を端緒に、ものづくり産業の集積を経て、原子力発電と関連産業により発展を遂げた「エネルギーのまち」として、現在は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）と原子力発電の共存によるカーボンニュートラルを目指している。

令和2(2020)年12月に、「2035年カーボンニュートラル」への挑戦を表明し、令和6(202)年3月にはこの考え方を示す「柏崎市ゼロカーボンシティ推進戦略（以下「戦略」という。）」を策定し、地域脱炭素と経済の好循環による地方創生を目指している。

この戦略では、国の温室効果ガス排出量（以下「排出量」という。）2030年46%削減目標及びその先の2050年カーボンニュートラルを目指す排出量削減目標と比較し、同等レベル以上の削減目標を設定し、産業界の再エネ導入を始めとする部門別の排出量削減を進めることとしている。これに加えて、本市が出資する地域エネルギー会社「柏崎あい・あーるエナジー㈱」による電力融通・調整機能を活用し、本市のアドバンテージである原子力発電や日本海側海底直流送電線を通じた洋上風力発電等による脱炭素電力を調達・市域供給することで、2035年カーボンニュートラルを達成する考えである。

また、将来構想として、現在本市で事業者の実証が進み、地域資源として芽が出てきている「水素」を市域で利活用することによる地域脱炭素と、産業界の環境・エネルギー産業への進出を見据えている。

以上を踏まえ、本業務は、現行の「柏崎市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）（事務事業編・区域施策編）」について、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）により、国の「地球温暖化対策計画」（以下「政府実行計画」という。）に基づいて目標値や取組等を見直し、本市の戦略の考え方を反映させる目的で改訂を実施する。

3 業務対象区域

柏崎市内全域

4 業務委託期間

契約締結の日から令和 8(2026)年 3 月 31 日まで

5 実行計画改訂体制

主管課は、「柏崎市市民生活部環境課環境政策係」

6 参考資料

- (1) 柏崎市第五次総合計画 後期基本計画
- (2) 柏崎市環境基本計画 第 3 次計画
- (3) 柏崎市地域エネルギービジョン
- (4) 柏崎市地球温暖化対策実行計画（平成 29 年 3 月改訂版）及び
柏崎市地球温暖化対策実行計画（令和 4(2022)年 1 月改訂版）
- (5) 柏崎市ゼロカーボンシティ推進方針
- (6) 柏崎市ゼロカーボンシティ推進戦略

7 業務内容

本業務の遂行に当たっては、「温対法」及び「政府実行計画」に基づいて行うこと。また、環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」に準拠して行うこと。

(1) 実行計画（事務事業編）の改訂

ア 現行の実行計画の評価

現行の実行計画全体の総括的な点検及び評価を実施し、目標達成状況や成果及び課題を整理し、改訂方針を検討すること。

イ 基本的事項の整理

各施設の運用状況やエネルギー使用量等、排出量の状況やエネルギー消費量の算定及び推計等に必要な情報を収集及び分析を行い、課題を整理すること。また、計画期間を検討し、上位計画等との関係を整理すること。

ウ 排出量の削減目標の見直し

上記ア、イで整理した改訂方針と課題等を考慮し、2030 年

度における排出量の削減目標（再エネ導入目標を含む。）の検討を行うこと。

エ 排出量の削減等の目標達成に向けた取組等の検討

排出量の削減等の目標達成に向けて、庁内各部署及び各施設で実行可能な取組項目について設定し、具体的で実効性の高い施策を検討すること。

(2) 実行計画（区域施策編）の改訂

ア 現行の実行計画の評価

現行の実行計画全体の総括的な点検及び評価を実施し、目標達成状況や成果及び課題を整理し、改訂方針を検討すること。

イ 排出量等の状況把握及び将来推計

現況の排出量の推計・要因分析をした上で、本市の特性を踏まえた将来の排出量に関して複数パターンの推計を行うこと。併せて、本市における再エネ導入ポテンシャル及び森林吸収量を推計すること。

ウ 排出量の削減目標の見直し

各部門の排出量の削減目標は、国の目標値及び本市が実行可能な削減量を分析し、2030年度（中期目標）においては国と同等レベル、2035年度（長期目標）においては同等レベル以上の排出量の削減目標（再エネ導入目標を含む。）の検討を行うこと。

エ 排出量の削減等の目標達成に向けた施策等の検討

排出量の削減等による地域脱炭素と経済の好循環を同時に実現するために、必要な施策の方向性及び具体的な取組について、体系的に整理するとともに、市民・事業者・行政が取り組む実効性の高い施策及び取組を検討すること。

また、市域全体として、エネルギー、公共交通、産業、建築など本市各部署で実行可能な取組項目について設定し、具体的に実効性の高い施策を検討すること。

(3) 公共施設の電力消費に伴うカーボンニュートラルの検討

本市公共施設全体の電力消費に伴う 2030 年度カーボンニュートラルに向けた方策を検討し、単年度ごとの再エネ自家消費・外部調達などの内訳別使用電力量の推計を作成すること。

(4) 進捗管理手法の検討

本市が今後継続的に実行計画の進捗管理を行えるよう、本市の実情に沿った温室効果ガス排出量を容易に推計することが可能なツールを検討するとともに、その操作マニュアルを作成すること。

(5) 各種会議の支援

環境審議会等の会議への出席、資料作成等の支援を行うこと。また、会議で出された意見等の整理を行い、実行計画への反映を検討すること。

(6) パブリックコメントへの対応

公開資料の作成支援を行うこと。また、提出された意見等の整理を行い、回答案の作成支援及び実行計画への反映を検討すること。

(7) 本業務に係る、調査及び資料収集、企画編集、原稿の作成及び監修等の実施

ア 調査及び資料収集等

本業務に係る調査、資料収集、ヒアリング、アンケート等を必要に応じて実施すること。

イ 企画編集

成果品作成に係るデザイン、レイアウト、イラスト等の企画構成編集を行うこと。

ウ 原稿作成及び監修等

成果品作成に係る原稿作成、校正、監修等を行うこと。

エ その他

上記ア～ウにおいて本市と相互に確認を行い、内容について承認を受けること。

(8) 共通事項

ア 国内外の動向や国及び新潟県の施策のほか、2業務目的及び6参考資料に示す本市の関連計画や取組等を反映し、関係性を整理すること。

イ 委託者からの求めに応じて、本業務に関連する最新の専門的知見による助言等の支援を行うこと。

(9) その他

本業務の履行に当たって必要な業務が生じた場合は、委託者

と協議して適切に実施すること。

8 改訂スケジュール

改訂スケジュールの概要は次のとおりとする。詳細な日程は、委託者と受託者の協議により決定する。

時 期	内 容
令和 7(2025)年 6 月初旬	委託契約
6 月～8 月	素案の作成、打合せ、進捗状況報告（必要に応じて随時）
8 月下旬	第 1 回環境審議会にて素案の説明（委託者が実施）
9 月～11 月	改訂案の作成、打合せ、進捗状況報告（必要に応じて随時）
11 月	第 2 回環境審議会にて改訂案の説明
12 月	パブリックコメントの実施
12 月	市議会にて改訂案の説明（委託者が実施）
令和 8(2026)年 1 月	改訂
3 月	第 3 回環境審議会にて改訂内容の説明（委託者が実施）

9 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、下記(2)及び(3)については、ユニバーサルデザインに配慮すること。

- (1) 業務報告書 5 部
- (2) 実行計画概要版 100 部（A4 カラー版中綴じ 8 ページ程度）
- (3) 実行計画製本版 50 部（A4 カラー版 100 ページ程度）
- (4) その他関係書類及び業務履行に当たり収集したデータ
- (5) 上記(1)～(4)の電子データを収納した電子媒体一式（CD-R 等）

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、本業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規程等を

遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者と詳細な協議を行い、承認を受けた後、作業を進めるものとする。また、委託者と綿密な連絡を取り、業務を遂行しなければならない。
- (3) 本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものは、受託者が責任をもって充足しなければならない。

11 業務の再委託

受託者は、本業務の履行に当たり、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

12 契約の変更

受託者からの申出による業務内容等の変更に伴う契約の変更は、原則として行わない。ただし、受託者の責めに帰すことのできない理由により、契約の変更の必要が生じた場合には、この限りでない。

13 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了時に、以下の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

- (1) 本業務着手時
 - ア 業務委託着手届
 - イ 業務実施計画書（実施体制を含む。）
 - ウ 業務工程表
- (2) 本業務完了時
 - ア 業務委託履行届
 - イ 成果品

14 成果品の権利

- (1) 本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の

諸権利は、委託者に帰属するものとする。

- (2) 履行期間終了後、委託者の承諾を得ずに本業務により得られた成果品を始めとする各種資料について、受託者は、保持しないこととする。

15 検査

- (1) 受託者は、成果品の引渡しに当たっては期限を遵守し、かつ、委託者の検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、成果品の検査において訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 成果品の引渡し後において、受託者の責めに帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

16 契約金額の支払

- (1) 受託者は、15(1)の規定による検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- (2) 委託者は、受託者が提出する適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に契約金額を一括して受託者に支払うものとする。

17 図書の貸与

- (1) 受託者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を委託者の承諾を受け、借り受けるものとする。
- (2) 受託者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならない。また、業務完了後は速やかに返還しなければならない。
- (3) 受託者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記するものとする。

18 契約の解除

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 受託者が契約に違反し、又は業務を受託する者として、委託者が不適切であると認めたとき。

- (2) 委託者の事情により、この契約を解除する必要があると認めたとき。
- (3) (1)又は(2)の規定により契約を解除する場合は、受託者が被る損害について、委託者は一切その責めを負わないものとする。

19 損害賠償責任

受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その損害を委託者又は被害者に賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が受託者の責めに帰することができない場合には、この限りでない。

- (1) 本業務の実施に際し、委託者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

20 秘密の厳守

- (1) 受託者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、委託者の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品を他人に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りでない。

21 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務上において取得した個人情報の機密保持に関し、個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止その他の適切な措置を講じること。
- (2) 再委託を行う際は、個人情報の適切な管理を行う能力を有するものに行うものとし、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
- (3) 本業務の利用目的以外に利用しないこと。
- (4) 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、速やかに委託者に報告を行い、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。
- (5) 本業務の履行期間終了後、個人情報に記載されている媒体が

不要となったときは、個人情報の復元又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うこと。

- (6) 委託者が貸与した個人情報は、本業務履行期間終了後速やかに返却すること。

22 その他、留意事項

- (1) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても、原則、受託者の負担とする。
- (2) 業務の履行に当たって、委託者と連携を密に保ち、随時機会を捉えて打合わせを行い、遅滞なく調査・検討を進める。なお、打合せはWEB会議も可とし、議事録は受託者が作成し、速やかに提出するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、指示を受けるものとする。